

離婚後の子供の戸籍（氏）の変更手続きについて

夫婦が離婚届の際に、子供の親権者を母（父）と定めても、子供の戸籍に変動はありません。親権者である母（父）と同じ戸籍に子供を入れる（同じ氏を称する）ためには、以下の手続きが必要です。

1. 家庭裁判所へ「子の氏の変更許可の申立て」

申立人	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が15歳以上の場合・・・子供本人 ・子供が15歳未満の場合・・・親権者（父又は母）
申立先	子供の住所地を管轄する家庭裁判所
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 母（父）の戸籍謄本（離婚後のもの）（※）・・・1通 <input type="checkbox"/> 子供の戸籍謄本（父母離婚後のもの）（※）・・・1通 <input type="checkbox"/> 申立人の印鑑 <input type="checkbox"/> 収入印紙800円（子供一人につき） <input type="checkbox"/> 郵便切手84円（届出人数分） <p style="text-align: right;">} あらかじめ購入してお持ちください</p>

⇒上記書類は、一般的に必要な書類を挙げております。詳しくは、事前に家庭裁判所にお問い合わせください。

※離婚届提出後、戸籍に離婚の内容を記載するまで多少の期間を要しますので、戸籍謄本を請求する際は、届出地の市区町村役場にご確認ください。

2. 家庭裁判所の許可がおりたら、市区町村役場に「入籍届」提出

届出人	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が15歳以上の場合・・・子供本人 ・子供が15歳未満の場合・・・親権者（父又は母） <p style="text-align: center;">*届書を役場に提出するのは代理人でも可。</p>
提出先	本籍地、住所地等の市区町村役場
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入籍届（市区町村役場の戸籍窓口にあります。子供一人につき1通必要。） <input type="checkbox"/> <u>氏変更許可審判書謄本</u>（家庭裁判所から送付されます）

（家庭裁判所への申立てに関するお問い合わせ）

山形家庭裁判所酒田支部

〒998-0037 酒田市日吉町1丁目5番27号（場所は裏面地図参照）

TEL 0234-23-1234

（入籍届に関するお問い合わせ）

酒田市役所市民課戸籍係

TEL 0234-26-5724（直通）

八幡総合支所市民係

TEL 0234-64-3112（直通）

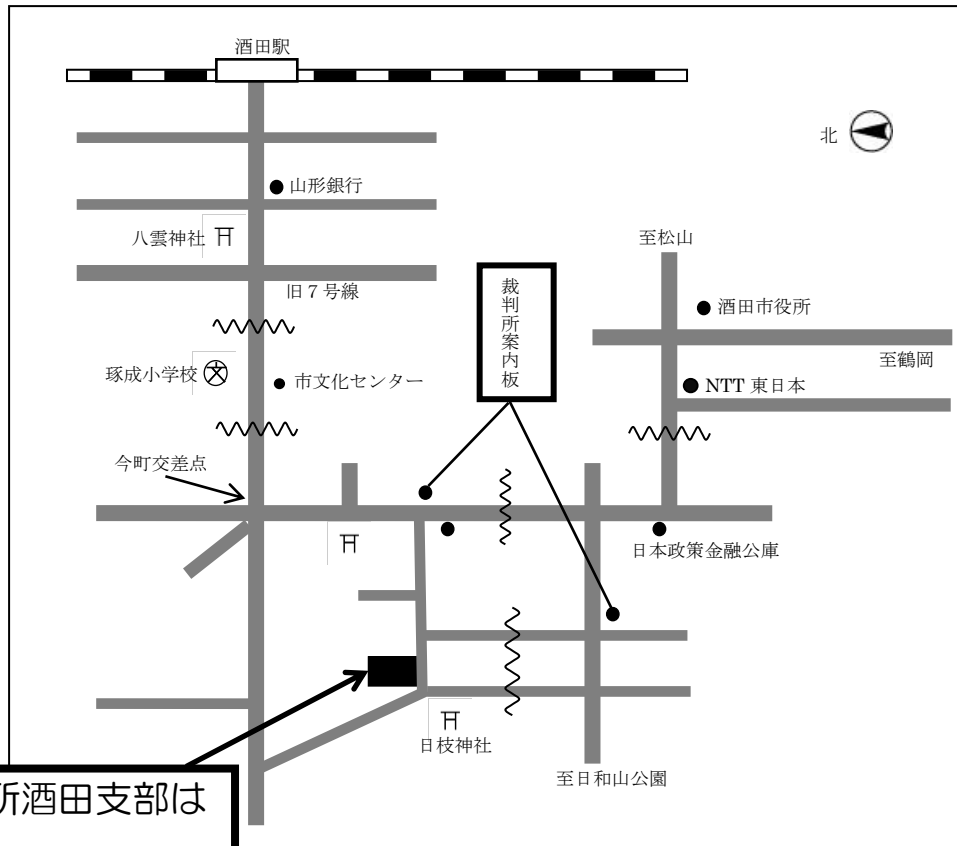
平田総合支所市民係

TEL 0234-52-3913（直通）

松山総合支所市民係

TEL 0234-62-2611（代表）

～ 山形家庭裁判所酒田支部周辺の地図 ～



山形家庭裁判所酒田支部は
ここです